

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

平成 年 月 日教育庁教職員課が公表した「記者発表追加資料，職員の処分についての文書」が配布された報道会社の平成 年 月から平成 年 月までの幹事社名一覧の公開要求

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年11月21日付け総第433号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

実施機関は行政参考資料なので，1年で廃棄したと主張しているが，本件対象文書は，速やかに報道会社へ連絡を行うために必要不可欠な文書であり，本件対象文書がなければ大変な混乱を来すことになることは明らかである。

第3 実施機関の説明要旨

本件対象文書は，教育庁総務課の担当職員が宮城県政記者会加盟者等の把握のため，参考資料として総務部広報課から取得した平成 年度の宮城県政記者会加盟社名簿（以下「名簿」という。）であり，平成 年 月に平成 年度の名簿を取得した時点で廃棄したものである。

本件対象文書には、平成 年度の宮城県政記者会加盟社の社名、電話番号等が記録されているのみである。これらの情報は、実施機関としては、総務部広報課に照会することにより随時入手可能であることに加えて、平成 年度の名簿に記録されている情報は、平成 年度の名簿を取得した時点で不用となる性質のものである。こうした文書の内容に照らし、本件対象文書は、行政文書管理規則（平成 11 年宮城県規則第 84 号。以下「文書規則」という。）第 7 条第 1 項の規定により保存を要しないとされている「その内容が特に軽易な」ものに該当すると認められることから、平成 年度の名簿を取得した時点で廃棄したものである。

第 4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 年度の宮城県政記者会に加盟する報道機関名及びその電話番号並びに各月の幹事となる報道機関名が記載された一覧表である。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を行政参考資料として取得したが、平成15年度の名簿を取得した時点で、当該文書が文書規則の規定に基づく保存を要しない文書であったため廃棄したと説明する。

文書規則の運用及び解釈が記載されている「行政文書管理規則（平成11年宮城県規則第84号）の施行について」（平成11年6月22日付け副知事依命通達。以下「依命通達」という。）によれば、文書規則第7条第1項にいう「その内容が特に軽易な場合」の行政文書とは、次に掲げるものと同様のものとされている。

イ 事案の本旨に変更のない部分的訂正等により差し替えを行ったもの

ロ 事案の進行中において、より完成された資料等に差し替えたもの

ハ 事案の処理過程において説明資料等として保有していたもので、決裁・供覧の段階でより完成されたものを添付することにより不用となったもの

ニ その他保管・保存を要しない軽易なもの

また、文書の廃棄について、依命通達によれば、「各部署において保有されている行政文書のうち随時発生するもので担当者が保管又は保存を要しないと判断されるものは、その都度廃棄できる」とされ、「保管又は保存を要しないと判断されるもの」とは、上記イからニに掲げるものと同様のものとされている。

このことから、本件対象文書が保存を要しない文書であるとして廃棄したとする実施機関の説明は首肯することができ、実施機関が本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分については、妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

- | | | |
|----|-----------------------|------------------|
| 1 | 平成16年1月7日 | 諮問を受けた（諮問第114号）。 |
| 2 | 平成16年5月26日（第196回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 3 | 平成16年11月9日（第206回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 4 | 平成16年11月30日（第207回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 5 | 平成17年1月18日（第208回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 6 | 平成17年2月15日（第209回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 7 | 平成17年3月7日（第210回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 8 | 平成17年3月28日（第211回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 9 | 平成17年4月19日（第212回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 10 | 平成17年5月18日（第213回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 11 | 平成17年6月20日（第215回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 12 | 平成17年7月25日（第217回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 13 | 平成17年8月4日（第218回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 14 | 平成17年9月27日（第220回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 15 | 平成17年10月19日（第221回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 16 | 平成17年11月8日（第222回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 17 | 平成17年11月30日（第223回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 18 | 平成17年12月21日（第224回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 19 | 平成18年2月7日（第226回審査会） | 事案の審議を行った。 |
| 20 | 平成18年2月28日（第227回審査会） | 事案の審議を行った。 |

（参考）宮城県情報公開審査会委員（五十音順，平成18年3月31日現在）

大葉由佳，岡本勝（会長職務代理者），木下淑恵，佐々木健次（会長），武田貴志

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

先に発表公表された記者発表資料（平成 年 月 日教職員課・担当）の「記者のご質問」の内容

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年11月14日付け教第394号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

異議申立人が開示請求により入手した記者発表資料には，「記者のご質問に対して答えます。」と書いてあることから，会見場で出た質問を紙に書いてそれを見ながら質問への回答文書を作成したと考えられる。「記者のご質問」の内容を隠すことは，この問題性を重大なものと今気付いていると勘ぐられても仕方がない。本件対象文書は，重要な公文書である懲戒処分文書に匹敵する公文書であるにもかかわらず，不存在という決定は不自然であり，不当なことである。公文書の管理の在り方として問題を感じるものである。

第3 実施機関の説明要旨

記者からの質問を文書に記載しておらず，請求内容を満たす文書は作

成されていないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 年 月 日に実施機関が記者発表を行った際、記者から出た質問の内容を記録したとされる文書である。

2 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、記者発表の際に配布された資料に記者から質問があった旨が記載されていることから、本件対象文書が存在しないのは不自然であると主張する。

当審査会において、実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、職員の処分に係る記者発表については、配付する資料以外は、口頭でやり取りが行われることが通例であること、また、当時の関係資料を探索したが、請求内容を満たす内容を記録した文書は作成しておらず、保有もしていないことから、不存在決定を行ったとのことであった。

さらに、当審査会が念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めて、その内容を確認したところ、異議申立人が主張するような文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

平成 年 月に，宮城県教育委員会が県教育記者クラブに所属する報道会社記者に対して，職員の懲戒処分についての発表を行う旨の連絡を行った文書

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年11月14日付け教第394号により宮城県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

通常，電話で受けた連絡は，メモであるにせよ，正規の文書であるにせよ，一度紙にまとめてから上司の決裁や了解を経て，報道機関に連絡を行うのではないかと，連絡の誤りが発生するからである。報道機関に対して，どういう予定でどういう内容を発表するかを稟議して，教育長の責任の下に発表されるのではないのか。その記録文書がないということがおかしいと本件実施機関は思わないのか。文書を隠匿している可能性があまりに高い。

第3 実施機関の説明要旨

請求内容にある平成 年 月の職員の懲戒処分に係る記者発表については，

教職員課から広報課に対して電話で日程調整を行っており、教職員課から報道機関に対して直接連絡は行っていないことから、請求内容を満たす文書は存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 年 月に、本件実施機関が職員の懲戒処分に関する記者発表を行う旨を連絡した文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、本件実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、情報を発表する際の県政記者会との日程調整については、広報課が作成したパブリシティ（報道対応）マニュアルに従い、広報課が担当課から記者発表したい旨の電話を受け、県政記者会と日程調整を行うのが通例であり、当時の関係資料を探索したが、請求内容を満たす内容を記録した行政文書は作成しておらず、また、保有もしていないことから、本件処分を行ったとのことであった。

当審査会において、当該マニュアルを確認したところ、県政記者会に対し説明する内容及び希望する日時を担当課から広報課に連絡することとなっていることは認められるものの、担当課から直接県政記者会に対して文書で日程を連絡しなければならないとはされておらず、また、実際に本件実施機関と同様、他の実施機関においても、県政記者会との日程調整は電話により行われていることが認められることなどからすれば、上記の本件実施機関の説明は十分納得し得るものである。

したがって、本件対象文書を保有していないとする本件実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していない

として不存在であるとした本件処分は、妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

平成 年 月に， 所長名で下記内容について，上申に当たる文書を宮城県教育庁教職員課に提出した。その文書を求める。

（内容 - 長期特別研修員が， の命令どおりに裁判を取り下げ，または止めたことに関する事柄とそれに関する 所見）

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年10月17日付け教第357号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

実施機関が，異議申立人に対し， を通じて，裁判を止めるよう脅したことは事実であり，証拠が存在する。また，裁判を全部止めたことを副所長に報告した際，そのことを実施機関に上申したという話も聞いている。存在するはずの文書の速やかな開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が特定の地方公所を通じて長期特別研修員に対し，裁判の取下げ又は裁判を止めることを命令した事実はない。

したがって，裁判の取下げ等を命令した文書は存在せず，また，そのこと

に関する当該地方公所所見の文書も存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の地方公所の所長が、長期特別研修を受講していた教育職員に裁判を取下げ等を命じ、当該教育職員が裁判を止めたことについて、教職員課に対し提出したとされる文書である。

2 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、実施機関が特定の地方公所を通じて長期特別研修を受講していた教育職員に裁判を止めるよう脅し、また、裁判を止めたことを特定の地方公所の管理職に報告した際、同管理職が実施機関に上申している旨を主張する。

これに対して、当審査会において、実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、実施機関が当該教育職員に対し裁判を止めるよう命令又は脅しを行った事実及び当該管理職が裁判を止めた旨を上申した事実はなく、また、関連する文書等も探索したが、本件対象文書に該当する文書は一切存在しないとのことであった。

さらに、当審査会が念のため、実施機関に対して関係文書が編てつされたファイルの提示を求め、その内容を確認したが、異議申立人が主張するような事実は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月17日付け教第487号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

異議申立人は、本件処分により存否を明らかにしない文書の一部を、非開示ながら保有している。また、その非開示とされた情報が本当に非開示とすべきなのか検討をお願いする。実施機関は開示したくない文書を非開示としているが、情報公開制度の趣旨からすれば、行政として開示したくない情報こそ開示すべきである。

さらに、原本の存在が明らかにされていない文書についても、存在した証拠がある。

以上のことから、本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、暴行傷害が行われたとされる場所が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、「暴行傷害が行

われた場所」が特定されることとなる。その場合、当該事実の関係者が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定の年月日に特定の地方公所において教育職員に対し、暴行傷害が行われたとの訴えに関する調査記録及び報告書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月日に特定の地方公所において特定の教育職員に暴行傷害が行われたとされることについて、当該教育職員が訴えを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められるから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第

2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日， で一人の教育職員に対して暴行傷害が行われたとの訴えがあった。

そのことに関して， たちに行った調査記録のすべて
所長に行った聞き取り記録，または，提出された文書（副所長， 班
長， 教員を含む。）

宮城県教育委員会に対して が行った上記事件に関する報告書
宮城県教育委員会， が警察に行った文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第456号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件対象文書の存否に応じただけで、対象となった教育職員が特定されるおそれがあり、また、個人の権利利益を侵害するおそれがあると理由を述べるが、当該教育職員の氏名を非開示とすれば、個人を特定することも、その個人の利益侵害になるおそれもない。

また、文書の存否を明らかにしない理由は、実施機関が行った人権上の大問題を隠匿する目的である。情報公開制度の趣旨は、行政の政策の実態を公開することである。

以上のことから、本件対象文書につき、個人の氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、特定の年度に長期特別研修を命じられた教育職

員の所属及び研修場所が記載されており，当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，特定の町の教育職員の長期特別研修に係る事情聴取記録及び再調査記録である。

実施機関は，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして，条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は，特定の地方公所及び特定の町を示して行われていることから，本件対象文書の存否を明らかにすることは，特定の町の教育職員が特定の地方公所において長期特別研修を受けていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また，条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」とは言えず，同号ただし書ロにも該当しないことから，同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため，条例第11条の規

定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、個人の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の地方公所及び特定の町を示して、それに関連する情報の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、その文書に記載された当該個人の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、特定の個人が当該地方公所において長期特別研修を命じられたという事実が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年度に にて，長期特別研修を命じられた教育職員がいた（ 町教育職員）。その教育職員は4月から 。その件に関して， 班長（現中学校校長）へ行った事情聴取記録。

同上の において社会教育主事が，研修員に対して を行い続けた。そのことに対して宮城県教育委員会の行った事情聴取記録。

その時に（上記研修時） 研修命令を受けた教育職員は何度も県に対して事実誤認であることを訴え，調査を願い出た。その時のことについての再調査記録（ 副参事は調べた結果，事実と判明したと上記研修員に伝えた。）

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第451号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書を根拠としてなされた懲戒免職処分の関係文書が公開されているのに、本件対象文書が公開されないのはおかしい。本件対象文書がなければ懲戒免職の処分はできないはずである。

以上のことから、本件対象文書につき、個人の氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、個人名が記載されているほか、記載されている期日にその者たちの事情聴取があったとする内容も記載されており、当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の高等学校の校長及び教頭並びに特定の小学校の教育職員等に対する事情聴取記録である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日、特定の高等学校及び特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月日に特定の高等学校において研修を受けていた教育職員の年休に関して事件があったという事実及び特定の年月日に特定の小学校において教育職員に関し、事件があったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、個人の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の年月日に特定の高等学校において研修を受けていた教育職員の年休に関して事件があったこと及び特定の年月日に特定の小学校において教育職員に関する事件があったことを示して、それに関連する情報の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、その文書に記載された当該個人の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、既に公表されている他の情報と組み合わせると、特定の個人が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

宮城県 校長への事情聴取記録（平成 年 月 日研修員年休に関し
て）

宮城県 教頭への事情聴取（校長の件と同内容）

小学校教頭 に対する事情聴取記録（平成 年 月 日の事件に
ついて）

上記 月 日事件関係教育職員への事情聴取記録

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第454号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件対象文書の存否に応じただけで、対象となった教育職員が特定されるおそれがあり、また、個人の権利利益を侵害するおそれがあると理由を述べるが、当該教育職員の氏名を非開示とすれば、個人を特定することも、その個人の利益侵害になるおそれもない。

また、行政の職務が円滑に行われているという証拠の意味をもって、情報を県民に開示して県政の透明性を確保しようとするのが、情報公開制度の目的である。対象行政文書を開示して不利益を受けるのは、実施機関である。行政機関として行ってはならない行為を意図的に行ってしまった責任は取らなければならない。

以上のことから、本件対象文書につき、個人の氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、特定の職員の所属やその職員に関する事柄が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定の小学校の教育職員がてん末書を出すよう命令されたことに関する文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の小学校の教育職員が県立高等学校で行われていた研修を放棄したとされ、また、研修を放棄したことについて、てん末書を出すよう命令されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第

2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、個人の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の小学校を示して、それに関連する情報の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、その文書に記載された当該個人の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、特定の個人が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日文書にあるとおり， 。研修放棄と判断する
根拠文書すべて。その事実を調べて記録した文書すべて

さらに年休病休許可との整合性を説明した文書一切

上記 文書を 教育長が認めた文書すべて及び 教育長が命じて
事実調査させた記録文書一切

年休病休を許可した証拠印があるのに，研修放棄とした 教育長の理
由書

教育長が県に送った関係書類すべて

校長， 教育長への事情聴取（人権にかかわること，法との関連）

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第455号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件処分の理由を本件対象文書の存否に応じただけで、対象となった教育職員が特定されるおそれがあり、また、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとしているが、個人の氏名を非開示とすれば、個人を特定することも、その個人の利益侵害になるおそれもない。

また、情報公開制度の趣旨は、情報を県民に開示して、県政の透明性を確保しようとするものである。

以上のことから、本件対象文書につき、個人の氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、特定の年度に長期特別研修を受けていた者がどのような裁判を行っていたかが記載されており、本件対象文書が存在してい

るか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定の年度に長期特別研修を受けていた教育職員の裁判に関する調査文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年度を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年度に長期特別研修を受けていた教育職員が裁判を行っていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、個人の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の年度を示して、教育職員が起こしていた裁判に関連する情報の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、個人の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、特定の個人が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

宮城県教育委員会は 　　　　　を通じて、平成 　年度長期特別研修中の教育職員が 　　　　　裁判を行っている教育職員に対して、 　　　　　裁判妨害を行った。この件に関する宮城県教育委員会の調査文書、指示文書、報告書（ 　　　　　から）。さらに、上記のことを文部科学省に伝えた報告書、文部科学省からの文書一切（ちなみに裁判妨害の証拠が存在する）。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月11日付け教第471号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、その不利になる行政文書の開示請求になると、とたんに存否を明らかにしないことの決定を行う。懲戒免職処分に先立ち聴聞を受けた教育職員の氏名は保護されるべきであるが、その聴聞に立ち会った職員の印及び署名並びに所見を開示することは、当該教育職員の不利益にはならない。正当な理由により懲戒処分を行ったのであれば開示することに何ら問題はない。

以上のことから、本件対象文書につき、聴聞を受けた教育職員の氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、懲戒免職処分に係る立会者名が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され

得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙1のとおり，懲戒免職処分を受けた教育職員の聴聞に立ち会った職員の印及び署名並びに所見文書である。

実施機関は，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして，条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は，特定の職員を示して行われていることから，本件対象文書の存否を明らかにすることは，当該職員が勤務する教育事務所の管内の教育職員が懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また，条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」とは言えず，同号ただし書ロにも該当しないことから，同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため，条例第11条の規定により，その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、聴聞を受けた教育職員の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の職員を示して、当該職員の印及び署名並びに所見文書の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、聴聞を受けた教育職員の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、特定の個人が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

特に 氏は 月 日の聴聞に立ち会っていた。その立会者印署名と所見
文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第449号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、個人の権利利益の侵害のおそれがあることを理由として、本件対象文書の存否を明らかにしないことの決定を行った。それは、請求者の利益の侵害ではなく、人権侵害を行った校長等の人権の保護のためであり、決定は不当である。また、本件対象文書は存在する。

以上のことから、本件対象文書につき、氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、特定の学校で起こった事実が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、対象行政文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定の小学校の校長に対する事情聴取記録である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の小学校の男性教育職員に関して別紙1に記載された事件があったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、個人の氏名のみを非開示とし、それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が、特定の小学校を示して、当該小学校の校長に対する事情聴取記録の開示を求めるものである以上、本件対象文書が存在するとした場合に、個人の氏名を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、特定の個人が識別され得るので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

への事情聴取記録

。その事実を調べた記録。

さらに処分があれば、その記録。

町教育委員会、宮城県教育委員会が行った調査、聞きとり
記録。

人事記録（転勤等関係者に明示されるもの）に
人事記録（転勤等関係者に明示されるもの）に
書を記していた件。 人権侵害文

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年11月25日付け教第408号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1） 文書1に関する開示請求は、教育職員の懲戒免職理由に関することであり、懲戒処分を行う前提として、実施機関は関係者に対し、事実確認を確実にしているはずであり、その結果に基づき、懲戒免職を行うことを文部科学省に打診することが必要である。実施機関は文部科学省のモデル事業として指導力不足研修に取り組んでおり、国の予算が付いているため、その報告が定期的に行われていたことから、その対象の教員を懲戒免職にするためには、文部科学省の了解を得ることは誰が考えても当然必要なことである。

（2） 文書2に関する開示請求は、懲戒免職の理由となっている事件に関するものである。調査記録がないとすると、懲戒免職を行った事実確認の根拠は何か。もしも、事実確認を行わずに懲戒免職という重大な行政行為を行ったとしたならば、取り返しのつかない重大な人権侵害を行ったことになる。

- (3) 文書3に関する開示請求は、裁判の証拠に関するものである。証拠とされる重要な公文書を証拠隠滅のために公文書記録簿に記載しないこと及び公文書そのものをシュレッダーにかけて廃棄していたことは、重大な事実であるのに、調査も聞き取りもしないということとはありえない。

第3 実施機関の説明要旨

文書1に関しては、懲戒処分を行うに当たり、文部科学省への報告又は同省の了解を得なければならないとする規定はない。

文書2に関しては、請求内容に記載された事実について、特定の町の教育委員会が調査した文書は保有していない。また、実施機関では、特定の小学校教頭に対して事情聴取は行っていない。

文書3に関しては、請求内容に記載された事実に対して、実施機関は調査を行っていない。

以上の理由から、請求内容を満たす文書は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の地方公所や学校で起きた事件に関する実施機関の調査文書及び報告書である。

2 本件対象文書の不存在について

- (1) 文書1について、実施機関は、文部科学省への報告又は同省の了解が必要ではなく、報告等を行っていないため、本件対象文書は存在しないと説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の規定にかんがみると、個別具体の人事管理に関して同省への報告又は了解を得る必要がないとする実施機関の説明は、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

- (2) 文書 2 について、実施機関は、特定の町の教育委員会が行った調査書及び特定の小学校教頭に対する事情聴取記録は存在しないと説明する。

懲戒処分の手続を定めた関係法令の規定によると、処分を行うに当たっては、被処分者が所属する学校から市町村教育委員会及び管轄の教育事務所を經由して実施機関に提出される事故等に関する報告書を基に処分に関する審査等を行うのが通常であり、当該報告書以外の調査書や事情聴取記録が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求め、その内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

- (3) 文書 3 について、実施機関は調査を行っていないため当該文書は存在しないと説明する。

地教行法の規定にかんがみると、それぞれの学校で行われた個別の行為全てに関して、実施機関が調査を行わなければならない必然性はなく、また実施機関が当該調査を行った事実も認められない。

このことから、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

- (4) 以上によれば、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明は、これを是認することができ、実施機関が本件対象文書を保有していると認めることはできない。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

別紙 1

- 1 平成 年 月 日， で一人の教育職員に対して が行われたとの訴えがあったことに関し，宮城県教育委員会が文部科学省に対して行った報告書

- 2 平成 年 月 日， 教頭が関係した出来事に関して， 町教育委員会が行った調査書，宮城県教育委員会が行った調査記録書（教頭事情聴取）

- 3 校長が平成 年度に全職員に発令した「公文書」を 文書記録簿に記録しない 文書発令後に同公文書を廃棄処分にしたことが明らかとなった。このことについて，宮城県教育委員会が行った調査記録書

（以下，それぞれに付された通し番号により，これらの対象文書を，例えば「文書 1」のように表記する。）

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

氏が教育長の時に起きた 小学校での誤認「地方公務員法違反による辞職強要」事件の校長，職員， 教育長及び当時の県教育長への事情聴取記録。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年11月28日付け教第414号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件開示請求に係る事件は，大きな問題となって，実施機関に当該小学校の校長が事情聴取され，校長自身が自分で事情を実施機関に話したことや，実施機関の事情を聞いた者たちが校長の話に信用したということを知った。本件対象文書は存在するので，氏名以外の開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないため，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の学校で起きた事件について、実施機関が関係職員に対して行った事情聴取記録である。

2 本件対象文書の不存在について

本件開示請求は、特定の小学校において、特定の教育職員が校長から辞職を要求されたという事件に関して、関係職員から事情を聴取した記録等の開示を求めるというものである。

当審査会において、実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、実施機関においては、異議申立人が主張するような事由により関係職員に対して事情聴取を行っていないことから、本件に関する事情聴取の記録はないため、本件処分を行ったということであった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定にかんがみると、それぞれの学校で行われた個別の行為全てに関して、実施機関が関係職員に対し、事情聴取を行わなければならないものではないこと、また、事情聴取を行ったという事実も認められないこと、さらに事故報告に関するファイルを確認したが、本件対象文書は存在しなかったことからすれば、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

平成 年度， 小学校にて次の事件が起こり，宮城県教育委員会に裁判過程を経て連絡された。その対象者及び 教育長に行った事情聴取書。

（事件 - ）

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年12月9日付け教第443号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件開示請求に係る事件は， 地方裁判所で裁判になった事件であり，その内容について実施機関が事情聴取を行わないことはない。また，この事件は夜間に学校への侵入者がいて，警備会社が入るような大事件であったのに，実施機関が事実確認を行わないことは不自然である。

第3 実施機関の説明要旨

開示請求の内容に記載されている事実について，関係者に事情聴取したことはない。

したがって，本件開示請求については請求内容を満たす文書は存在しないことから本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の学校で起きた事件について、実施機関が関係者及び特定の町の教育長に対して行った事情聴取記録である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、開示請求において事件とされた内容は、異議申立人が提起した裁判の中で主張していたもので、実施機関への事故報告があった時点では、すでに訴訟において当事者間により事実関係が争われていたものであるが、実施機関としては当該事件に関し、事情聴取を実施していないため、その記録もなく、請求内容を満たす行政文書は保有していないとのことであった。

このことを踏まえて、本件処分の妥当性を検討する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定にかんがみると、それぞれの学校で起きた個別の事件等全てに関して、実施機関が事情聴取を行わなければならないものではないこと、また、事情聴取を行ったという事実も認められないことからすれば、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年11月25日付け宮教研第400号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、上申書を提出した者が誰なのか明らかになることを理由として、本件対象文書の存否を明らかにしないことの決定を行ったが、上申者の氏名を非開示とした部分開示を行うことがこれまでの慣例である。最大限、情報公開条例の趣旨を生かす開示を行うべきである。

以上のことから、本件対象文書につき、氏名以外のすべての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求は、上申書を提出した者を特定した内容となっていることから、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなる。また、本件対象文書の存否を明らかにした場合、上申しようとする者が自分の行為が公になることを懸念し、上申することができ

なくなり、結果として、教育行政の適正な運営に必要な情報が得られなくなることから、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障が生じると認められる。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人が特定の地方公所の長に提出した上申内容を記録したテープである。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものであり、また、条例第8条第1項第7号の非開示情報を開示することになる旨も説明している。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の個人及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が特定の地方公所の長に上申したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、同項第7号に規定

する非開示情報を開示することとなるかについて判断するまでもなく，条例第 11 条の規定により，その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は，個人の氏名のみを非開示とし，それ以外のすべてを開示すべきであると主張する。

本件開示請求が，特定の個人を示して，上申内容を記録したテープの開示を求めるものである以上，本件対象文書が存在するとした場合に，個人の氏名を非開示としたとしても，その他の部分を開示することによって，結局，特定の個人が識別され得るので，この主張は認めることができない。

異議申立人は，その他種々主張するが，当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして，条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日に が 等，不適切な行為に対して改善を求めて
提出した所長あての上申内容を記録したテープ

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年12月16日付け教第480号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件開示請求に係る内容は，異議申立人の再三の再調査の願いに対して，実施機関の職員が事実と確認された事柄として返答したものである。だからこそ，その確認された調査記録を求めるのである。

また，校長も町教育長も本件対象文書を証拠としており，この文書には，親自身が事実と確かめたと書いてあるが，一部の親が随意発言した推測について書き留めたメモを，事実を記録した文書として実施機関に提出したと親が裁判所で供述している。速やかな文書の開示を求めるものである。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、長期特別研修の認定理由に関して実施機関が行った調査について記録されている文書等である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、本件開示請求は が長期特別研修を命じられたことに対して、特定の町を相手に取消訴訟及び損害賠償請求訴訟を提起した際に、裁判で主張し争ったことに関連して請求されたものであり、裁判での証言記録を確認したが、証人がうそと告白したという記録はないことから、裁判上うそが認定されたとすることを前提とした請求内容を満たす行政文書は存在しないとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めて、その内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

長期特別研修裁判の最大の争点とされたのが（宮城県教育委員会が最大問題で事実であるとしたことが）、
であることであった。

（平成 年 月 日 ） 月 に書いてある。このことがうその訴えであることを、
が 地裁法廷で告白した（ 証人）。うその理由で処罰されたのであった。
町教育委員会・宮城県教育委員会が事実確認をしていないことが明らかになった。さらに、
での暴行事件の発端も、このような事実誤認の調査を願い出たことから始まっている。この最大の「うそ」の罪は

において最も大きい。そこで問う。行政文書不存在決定で報告を受けた「上記の のうそ」が認定されてしまった根拠文書・調査文書を求める。

なお、
で研修させた教員はいないと返答したが、上記のように書いてあり、裁判記録に何度も明記され、法廷での争いの中心であったことは宮城県教育委員会が知っていることである。ずるいやり方ははずかしいことと思う。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年11月25日付け教第411号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

これまでも、実施機関が不存在と決定した文書が開示されている。本件対象文書がなければ、当の指導力不足とされた教育職員の請願に対し、実施機関の職員が事実確認を行い確かな事実と確認されたことであると答えていることが、全くのうそになる。

公文書において、
で行政にあるまじき
行為であることは
ないであろう。

第3 実施機関の説明要旨

異議申立人が述べている「指導力不足研修」とは「長期特別研修」を指すものと考えられるところ、実施機関においては、「
教員」として
長期特別研修を命じたことはなく、請求内容を満たす文書は存在しないため、
本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の年度における長期特別研修の認定に関する根拠となる文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断の理由・経緯等に関する説明を求めた。これに対して、実施機関からは、本件開示請求がなされたことから、当該長期特別研修の認定を行った当時の「長期特別研修に関する検討会議」検討結果中の研修の認定事実を確認したところ、

どうかの事実認定をしたという記録はなく、また請求内容に記載のあるを理由に長期特別研修を命じられた教育職員もいないことから、請求内容を満たす文書は保有していないとの説明がなされた。

また、本件開示請求に関する年度における長期特別研修の認定について規定した「宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱（平成12年3月7日付け宮城県教育長通知）」によれば、長期特別研修の認定については、教育次長及び関係課長等で構成する検討会議での検討を経て決定するとされているところ、この検討会議の検討結果に記載された認定事実を確認したが、本件対象文書に相当するものが記載されていなかったため、本件処分を行ったとする実施機関の説明は、特段不自然、不合理な点は認められない。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は、これを是認することができ、実施機関が本件対象文書を保有していると認めることはできない。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年から 年, 町教育委員会・宮城県教育委員会から 教員として指導力不足研修を命じられた教員がいた。その事実は がうそであることを 地裁で告白した。そこで, 上記のうそが事実認定されてしまった根拠文書を求める。人権に関する重大な問題であるので, 厳正・明白な書類開示を求める。まさか, 調査文書がないということはないであろう。なければ調査を行わないことになるからである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月17日付け教第488号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

異議申立人が添付した資料に記載されていることを、実施機関は見逃すのか。 強制研修をさせたり懲戒免職にするのに、校長は不正行為をしてもいいのか。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を検索したところ、当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の小学校における文書の取扱いをめぐり、実施機関が関係職員に対して行ったとされる事情聴取記録である。

2 本件対象文書の不存在について

本件開示請求は、特定の小学校の校長が施行を取りやめた文書を廃棄したことについて、実施機関が処分を行った際に、当該校長及び関係職員から事情を聴取した記録等を求めるというものである。

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、実施機関では、当該校長を懲戒処分にした事実はなく、また当該校長及び関係職員に対して事情聴取も行っていないことから、本件に関する事情聴取の記録は存在しないとの説明がなされた。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定にかんがみると、それぞれの学校で行われた個別の行為すべてに関して、実施機関が関係職員に対して事情聴取を行わなければならないものではなく、また、事情聴取を行ったという事実も認められないことからすれば、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

- 1 公文書を破棄（シュレッダーで破棄，責任者公印朱印のある重要文書，裁判証拠）した校長（ 氏）に行った処分のための事情聴取書。

上記破棄事実・公文書発令事実を，公文書発令記録文書にわざと記載せずに裁判証拠の文書を隠した行為に対し，県が処分のために行った事情聴取記録

- 2 上記のことを指示した 町 教育長を懲戒処分にするために行った事情聴取記録

- 3 上記の指示を行った仙台教育事務所長 への懲戒のための事情聴取記録

- 4 上記の指示を行った宮城県教育委員会責任者への懲戒のための事情聴取記録

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成15年12月25日付け教第502号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書が不存在ということは絶対がない。なければ懲戒免職できない。日本国の法律，特に刑法，刑事訴訟法に対して実施機関が行った違反行為であるからである。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を検索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，懲戒免職処分の処分理由に関する根拠となる文書等である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、本件開示請求は特定の懲戒処分の事由に関わるものであり、当該懲戒処分の事由説明書等の文書を確認したが、裁判敗訴や不起訴嫌疑不十分を理由に虚偽の裁判を起こしたと判断し処分したという記録はなかったため、本件対象文書を保有していないということであった。

このことを踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

実施機関は、当該懲戒処分の理由について、被処分者が勤務校において同僚職員らに大声を発して騒動を引き起こし、さらに同僚職員らに取り囲まれ罵倒されたとする虚偽の事実をもって民事訴訟を提起したこと及び被処分者が研修機関の担当者に暴行されたとする虚偽の事実をもって刑事告訴したこと、並びに研修中の県立高等学校において、自らの研修を終了する旨一方的に述べて退校し、混乱を生じさせたことであると説明する。この実施機関の説明によれば、裁判で敗訴したことをもって虚偽の訴えであると認定したわけではなく、また、嫌疑不十分であったことをもって虚偽告訴であることを認定したわけではないことが認められる。また、当該懲戒処分事由に係る文書等を探索したが、本件対象文書は存在しないとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し、関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

これらのことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月に懲戒免職された教育職員の理由が「裁判敗訴が虚偽の訴えを
起こした」「刑事不起訴嫌疑不十分が虚偽告訴を行った」とする。上記の理由
が正当だとする根拠文書全て。

法的な知識運用が正しいとする根拠文書全て（上記裁判）

特に嫌疑不十分が虚偽告訴の証明となるという宮城県教育委員会の刑法，刑
事訴訟法上の正当な根拠文書

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 15 年 10 月 2 日付け宮教研第 358 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

実施機関は，「個人の権利利益の侵害に当たる」からではなく，「個人の権利利益の侵害のおそれがある」からという理由で，本件対象文書の存否を明らかにしないことの決定を行っており，不当である。また，職員が重大な暴言を行ったことを隠す権利や利益を実施機関が保護しているのであれば，実施機関は権利利益を履き違えている。

以上のことから，本件対象文書の開示決定を求める。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求は，上申書を提出した者を特定した内容となっていることから，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなる。また，本件対象文書の存否を明らかにした場合，上申しようとする者が自分の行為が公になることを懸念し，上申することができ

なくなり、結果として、教育行政の適正な運営に必要な情報が得られなくなることから、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障が生じると認められる。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人が特定の地方公所の長に提出した上申書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものであり、また、条例第8条第1項第7号の非開示情報を開示することになる旨も説明している。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の個人及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が特定の地方公所の長に上申したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められるから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第

2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

下記の「上申書」

平成 年 月 日に が の暴言等不適切な行為に対して改善を願
う上申書を提出した(あての上申書を求める。)。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げる情報について開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による本件行政文書の開示請求に対し、平成15年11月28日付け教第418号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で述べている内容は、おおむね次のとおりである。

非開示とされている情報の中には、個人情報や懲戒処分を公表する際の基準等で公開しないとされている情報もあるが、開示すると実施機関の不利になる情報も混在している。問題は、実施機関の不利になる情報が非開示とされていることが、情報公開の趣旨に合致するかどうかである。

また、裁判の証拠となる文書は、実施機関の不利になる文書であるため、ほとんどが非開示となっており、部分開示したとは全く言えない。事情聴取記録が特にひどい。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

本件対象文書の中には、氏名、住所及び学校名等が記載されていることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがある。

2 条例第8条第1項第4号該当性について

警部補以下の職にある者の氏名が記載されていることから、氏名を公開した場合、当該職員やその家族の権利利益が害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるなど、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

報告の対象となった行為の内容を中心に背景、動機、当時の心境、意見等が記載されており、これらを公開した場合、報告者が関係者に配慮して事実に関する正確かつ詳細な報告を行わなくなり、その結果、報告に対する適正な対応ができなくなるなど、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる。

第4 審査会の判断理由

1 本件行政文書の内容について

本件行政文書は、文書1から文書4までが、平成 年 月 日付けで懲戒免職処分となった教育職員の非違行為に関する報告書及び懲戒処分を決定する際の審査会資料並びに懲戒処分の決定に関する通知であり、文書5から文書7までが、当該処分時の記者発表内容の根拠資料となる文書である。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

(1) 文書1から文書4までについては、特定の教育職員の懲戒処分に

関する事項が記録された文書である。特定の教育職員が懲戒処分を受けたということは、当該教育職員の個人の資質や名誉に直接かかわる個人情報であり、懲戒処分を受けた当該教育職員にとってみても、みだりに公表されるべきではない情報と考えられる。また、このような情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、また公務員の職務遂行の内容に係る情報とも認められない。

このことから、懲戒処分を受けた教育職員が識別される、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るような情報については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないものとして非開示とすることが相当である。

(2) 文書5から文書7までについては、特定の小学校の から学校や実施機関に出された要望書及び特定の裁判における陳述書であり、懲戒免職処分の記者発表内容に関する資料として特定されたものである。懲戒処分については、(1)で述べたように教育職員の個人の資質や名誉に直接かかわる個人情報であるため、懲戒処分を受けた教育職員等が識別され、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るような情報については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないものとして非開示とすることが相当である。

(3) しかしながら、本件行政文書のうち別紙2に記載した部分については、 からの要望に対し学校が回答した一般的な事項等であり、当該情報を公にすることにより、懲戒処分を受けた教育職員等が識別され、若しくは識別され得る情報あるいは懲戒処分を受けた教育職員等個人の権利利益を侵害するおそれのある情報は含まれていないことから、開示すべきものと認められる。

3 条例第8条第1項第4号該当性について

本件行政文書には、警部補(相当職)以下の警察職員の氏名が記録され

ている。

警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められる。こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められ、非開示とすることが相当である。

4 条例第8条第1項第7号該当性について

本件対象文書は、教育職員の懲戒処分に関する文書であることから、既に記者発表資料等で公表されている情報を除き、本件行政文書に記載されている各学校や市町村教育委員会等から収集した情報が公開されるならば、当該事務事業又は将来の同種の事務事業を実施する上で必要な情報を得ることに支障が生じ、行政内部の自由な意見交換や情報交換が妨げられ、報告に対する適正な対応ができなくなるなど、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるとの実施機関の主張は首肯することができる。

また、文書5については実施機関に対する要望であり、既に記者発表資料等で公表されている情報を除き、これを開示した場合は、要望書を提出した者の、県における広聴事業等への信頼を損ない、今後の広聴関係事務事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じると認められる。

しかしながら、上記2及び3において非開示とすることが相当であるとした部分を非開示とするならば、本件行政文書のうち別紙2に記載した部分については、これを開示することにより条例第8条第1項第7号所定の事務支障を生じるおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

第5 結論

以上のことから、実施機関が非開示と判断した情報について、別紙 2 に記載した部分は、条例第 8 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当せず開示すべきであるが、その余の部分は非開示とすることが妥当である。

第 6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙 3（略）のとおりである。

別紙 1

- 1 平成14年 8 月 5 日付け職員の服務規律違反について（進達）
- 2 平成15年 2 月24日付け進達文書
- 3 平成15年 3 月28日付け職員の懲戒処分について
- 4 平成15年 3 月19日付け審査会資料
- 5 平成13年 3 月 9 日付け要望書
- 6 平成14年 6 月20日付け陳述書
- 7 平成14年10月30日付け陳述書

（以下，それぞれに付された通し番号により，これらの行政文書を，例えば「文書 1」のように表記する。）

別紙 2

文書 No.	ページ	今回開示が妥当と判断した部分	理由
1	11	31 行目 19 文字目から 32 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。
	14	1 行目から 3 行目 4 行目 9 文字目から 11 文字目まで 5 行目 1 文字目から 2 文字目まで 6 行目 1 文字目から 16 文字目まで 7 行目 3 文字目から 8 行目 9 文字目まで 8 行目 12 文字目から 14 文字目まで 8 行目 17 文字目から 23 文字目まで 8 行目 26 文字目から 12 文字目まで 9 行目 15 文字目から 9 行目 39 文字目まで 10 行目 10 文字目から 29 文字目まで 10 行目 32 文字目から 11 行目 3 文字目まで 11 行目 9 文字目から 36 文字目まで 11 行目 39 文字目から 12 行目 7 文字目まで 12 行目 11 文字目から 13 行目 6 文字目まで 13 行目 22 文字目から 14 行目 37 文字目まで 15 行目全て 16 行目 1 文字目から 4 文字目まで 16 行目 33 文字目から 17 行目まで 18 行目 1 文字目から 5 文字目まで 18 行目 7 文字目及び 10 文字目	個人が識別される情報ではなく、すでに公表されている情報である。また、事務事業の支障も認められない。
4	31	31 行目 19 文字目から 32 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。

文書 No.	ページ	今回開示が妥当と判断した部分	理由
	40	1行目から3行目 4行目9文字目から11文字目まで 5行目1文字目から2文字目まで 6行目1文字目から16文字目まで 7行目3文字目から8行目9文字目まで 8行目12文字目から14文字目まで 8行目17文字目から23文字目まで 8行目26文字目から9行目12文字目まで 9行目15文字目から9行目39文字目まで 10行目10文字目から29文字目まで 10行目32文字目から11行目3文字目まで 11行目9文字目から36文字目まで 11行目39文字目から12行目7文字目まで 12行目11文字目から13行目6文字目まで 13行目22文字目から14行目37文字目まで 15行目全て 16行目1文字目から4文字目まで 16行目33文字目から17行目まで 18行目1文字目から5文字目まで 18行目7文字目及び10文字目	個人が識別される情報ではなく、すでに公表されている情報である。また、事務事業の支障も認められない。
5	9	すべて	個人が識別される情報ではなく、また学校に対する一般的な要望であり、事務事業の支障も認められない。
	11	9行目12文字目から11行目10文字目まで 11行目32文字目から14行目まで 15行目5文字目から24文字目まで 15行目29文字目から17行目まで	個人が識別される情報ではなく、また学校に対する一般的な要望であり、事務事業の支障も認められない。
	12	2行目から8行目34文字目まで 9行目33文字目から10行目24文字目まで 10行目37文字目から19行目まで	個人が識別される情報ではなく、また学校に対する一般的な要望であり、事務事業の支障も認められない。

文書 No.	ページ	今回開示が妥当と判断した部分	理由
	13	10 行目 1 文字目から 14 文字目まで 10 行目 23 文字目から 27 文字目まで 10 行目 30 文字目から 16 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また要望に対する一般的な回答であり、事務事業の支障も認められない。
	14	すべて	運営改善に関する一般的な事柄であり、事務事業の支障は認められない。
6	25	19 行目 2 文字目から 11 文字目まで 19 行目 15 文字目から 17 文字目まで 19 行目 21 文字目から 37 文字目まで 19 行目 42 文字目から 20 行目 26 文字目まで 20 行目 38 文字目から 22 行目 30 文字目まで 23 行目 9 文字目から 25 行目 22 文字目まで 25 行目 27 文字目から 26 行目 3 文字目まで 26 行目 8 文字目から 36 行目 34 文字目まで 37 行目 29 文字目から 38 行目 25 文字目まで 38 行目 38 文字目から 41 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。
	26	1 行目から 5 行目まで 32 行目 40 文字目から 33 行目 30 文字目まで 33 行目 32 文字目から 35 行目 18 文字目まで 35 行目 27 文字目から 35 行目 31 文字目まで 35 行目 34 文字目から 42 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。
	27	1 行目から 6 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。
7	5	1 行目すべて 5 行目から 6 行目 7 文字目まで 6 行目 12 文字目から 8 行目まで	個人が識別される情報ではなく、また事務事業の支障も認められない。

(注)

- 1 括弧，句読点，セミコロン等は 1 文字と数える。
- 2 数字は 1 文字と数える。
- 3 スペースは数えない。
- 4 行の文字数はすべて左から数える。

答申第 85 号（諮問第 137 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 15 年 12 月 9 日付け教第 450 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は，本人のためではない。むしろ実施機関のためである。正当な免職事由であるならば，開

示に応じればよい。

特に，事情聴取に立ち会った職員の署名及び印は，懲戒免職処分を行った当事者であるならば，その責任者として開示すべきである。

以上のことから，本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，事情聴取の立会者等が記載されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙1のとおり，懲戒免職処分に係る事情聴取に立ち会っていたとされる職員の意見書等である。

実施機関は，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして，条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は，特定の教育事務所長及び特定の小学校校長を示して行われていることから，本件対象文書の存否を明らかにすることは，特定の小学校の教育職員が事情聴取を受け，その後，懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもので

ある。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示請求が異議申立人自身に関する情報を求めるものである旨を主張する。しかしながら、条例は、請求の目的いかんを問わず、また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者がだれであるかは考慮されないものであるので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月に にて懲戒のための事情聴取が行われた。その結果、一人の教育職員が懲戒免職になった。ところが重大な事実誤認が存在することが疑われている。そこで次の文書を求める。

仙台教育事務所長と 校長の意見書（懲戒，聴聞を経ての意見書）（両者は立会人であり，懲戒処分の共同責任を負っている。裁判の場合は直接の被告になる。両者の立会人文書が存在しないとすれば，懲戒手続に重大な問題となる。）

上記の立会人であったとする署名と印文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第452号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は、個人の権利利益を保護するためとしているが、本件対象文書の内容に照らすと不当な理由である。懲戒免職処分は関係職員の事情聴取記録を根拠としている。

異議申立人に対し開示しても、その権利利益を侵害することにならない。また、裁判妨害の証拠も請求者は保持している。開示できない理由はない。

以上のことから、本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、懲戒免職処分を受けた教育職員の研修場所や暴行を行ったとされる者の氏名等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権

利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、対象行政文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、教育職員の懲戒免職処分に関係したとされる職員に対する事情聴取の記録である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日、特定の地方公所及び特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の小学校の教育職員が、特定の年月日に特定の地方公所において研修を受講し、また、懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示請求が異議申立人自身に関する情報を求めるものである旨を主張する。しかしながら、条例は、請求の目的いかんを問わず、また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者がだれであるかは考慮されないものであるので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日， で県の 主事が 強制研修命令を受けたと話す教育職員を，暴行を加えて傷害を負わせた。その事件が虚偽の訴えであるとして受傷した教育職員を宮城県教育委員会は懲戒免職にした。上記の県 に行った事情聴取の記録すべて

裁判妨害に関する事情聴取記録（ 主事に対して）

小学校 への事情聴取記録（平成 小学校長名で を集めて会議（長期特別研修裁判に関わるもの）に参加していない にも参加したことにするために名前を書かせていたことが 証言で明らかとなった。その件に関する事情聴取記録。さらに，上記のことに対して 教育委員会教育長の指示の有無を調べた文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第453号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

異議申立人は、本件対象文書を保有している。本件対象文書を開示して困るのは実施機関である。本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、調査を願い出た教育職員の所属等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり、特定の教育職員が処罰されたことについて関係機関に調査を求めた文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年度及び特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年度に特定の小学校の教育職員が処罰を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年度に 小学校教育職員が 処罰されたことの調査を文部省に願いだした書類（平成 12 年 9 月か 10 月）（上記同様の文書を 町長，宮城県教育委員会にも提出している）

平成 年度に 小学校教育職員が 処罰されたことの調査と指導を宮城県教育委員会に求めた文書（教育委員会委員長あてか教育長あて）（一枚用紙 A 版。内容は 小学校の校長が酒を飲んでいた状態で無実の罪で教育職員を辞任させようとしたことが書いてある）。

上記 小学校事件についての当時の教育長 氏（現副知事）の関与についての事情聴取記録書

上記問題についての 教育委員会 教育長への事情聴取記録書

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 15 年 12 月 11 日付け教第 472 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は既に公開されている。本件対象文書につき開示決定を求める。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，懲戒免職処分を受けた特定個人の所属等が記載されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり懲戒免職処分を受けた教育職員が一方的に長期特別研修を中断したことに関する事実調査記録等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の町を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の町の小学校の教育職員が一方的に長期特別研修を中断し、懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日 記事によると， 町小学校教育職員が長期特別研修中に「一方的に研修を中断した」ことを教育職員自身が認めたと報道され，懲戒免職されたと報じた。この教育職員が，上記記事のとおり中断を認めたことはない。年休を願い出て許可をいただいている。この教育職員が一方的に研修を中断したことを認めたとする証拠となる調査事実記録

上記教育職員が信用失墜行為を行ったとして懲戒免職の理由となった。その信用失墜行為となる証拠（法的根拠を含む）を書いた，又は調査した根拠を書いた文書すべて

- ・ 裁判敗訴が信用失墜となる理由について
- ・ 暴行を受け受傷させられたことが虚偽だという根拠と信用失墜行為だとする理由
- ・ 年休を許可されているにもかかわらず，信用失墜行為とされる理由について

新聞（平成 年 月 日）によると， 教育職員として上記教育職員を指弾しているが，宮城県教育委員会はどのような事実調査を経て，上記の 発表をマスコミに行ったのか。調査記録とそのことが指導力不足に認定したという証拠文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月11日付け教第473号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の一部が人事委員会に実施機関から提出されており、本件対象文書の存否は明らかである。本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、特定の年月日の出来事が起きた場所や関係者の氏名等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の小学校において起きたとされる事件についての関係職員に対する事情聴取記録である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日及び特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月日に特定の小学校において男性教育職員が取り囲まれ、大声で罵倒される事件があったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、異議申立人は、本件対象文書の一部が実施機関から人事委員会に提出されたと主張するが、仮に本件対象文書の一部が実施機関から人事委員会に提出されたとしても、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す

ることとなる情報は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日， 小学校職員室で授業に向かおうとする男性教育職員を 教頭の指示の下， 6名の教育職員が取り囲んで授業に行くことを妨害して， 大声で罵倒するという事件があった。 上記事件に関して 教頭他 5名の教育職員に行った事情聴取記録を求める。 現在， 上記の事情聴取記録は偽証の疑いで調べられている。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月11日付け教第474号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしないことの決定が請求内容に合わず、不当である。異議申立人の権利利益の保護ではなく、暴行を行った職員を守っている。本件対象文書は、教育職員の懲戒免職処分にかかわる重大なものである。開示できないということは、実施機関に隠すべき不正がある証拠である。本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、懲戒免職処分を受けた教育職員の研修場所等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだ

けで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり研修中に暴行を受けたとされる教育職員が指導官の交代を申し出たことに関する文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月日に特定の地方公所において研修中の教育職員が指導官の交代を申し出たという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す

ることとなる情報は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日, で, 研修中に 教育職員が, 所
長と 班長に何度も指導官の交代を申し出た。 が研修状況評価
と所見を書くからである。その影響が県の判定会議に強く出てくるからであ
る。そのことに関して検討した文書, 県に報告した文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月11日付け教第475号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書のうち、年次有給休暇及び病気休暇に関する文書については、特定の町の教育委員会から開示された。開示された文書のうち二つの文書については、その写しがあまりにも汚れているため、改ざんの疑いがある。実施機関が偽りの理由により罪のない人間を懲戒免職処分にしたのであれば、重大な人権侵害である。

以上のことから、本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、研修を受けていた教育職員の所属や研修場所等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

る。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の町の教育職員の年次有給休暇及び病気休暇に関する文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の町及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の町の教育職員が特定の地方公所において長期特別研修を受けていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして，条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年度 で研修中の 教育職員が 月 日の県 に暴行を受けて傷害を負った。その治療のために原告が提出した、すべての病休申請文書と診断書（平成 年 月 日までの分）（ と 町教育委員会・宮城県教育委員会保管）

町教育委員会が同上の申請に許可を下した、すべての書類

平成 年 月 日、 月 日に に届けられた、上記長期特別研修員（利府町教育職員）の年休届け出、病休届け出の書類すべて。 研修出欠記録簿（原簿閲覧とコピー）・同上教育職員の出勤簿（原簿閲覧とコピー）・ 町教育委員会の許可文書すべて

上記事件を 所長に話したところ、 ことに対する に対する宮城県教育委員会の事情聴取書。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成15年12月9日付け教第448号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は、異議申立人の個人の権利利益を保護するためとしているが、本件開示請求の内容は異議申立人の個人の権利利益を侵害していない。本件対象文書の一部は、公開され、異議申立人に対する懲戒免職処分の根拠となっている。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、暴行傷害を行ったとされる者の氏名等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らか

にしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の地方公所に勤務する特定の職員に対する事情聴取記録である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月日及び特定の地方公所を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月日に特定の地方公所で研修を受講していた教育職員が嚴重注意及び懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当しないことから、同号の非開示情報に該当すると認められる。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示請求が異議申立人自身に関する情報を求めるものである旨を主張する。しかしながら、条例は、請求の目的いかんを問わず、また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・

非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者がだれであるかは考慮されないものであるので、この主張は認めることができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

殿に対して行った宮城県教育委員会の下記の事件に対する事情聴取記録

殿が平成 年 月 日に研修していた教育職員に暴行を行った件
(傷害事件として警察から検察に)

同事件に関して、殿が した事件について

の暴行や暴言についての事件

宮城県教育委員会が に行かせた とかの裁判妨害に関して
(裁判を止めたところ、懲戒免職処分を行った)。

平成 年 月、 で研修中の教育職員に対して行った嚴重注意の時に、ビデオ撮影をして記録に残し、人事証拠とすると 事件(副所長、そばでその言動を聞いている。 職員が弁護士に訴えたので は止めた。)

上記について県に報告した の報告文書

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月20日付け教第546号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、長期特別研修員として研修命令を受けることの根拠となった文書である。偽りの文書を指導力不足教育職員の証拠として提出させたという事実は重大であり、指弾されるべき人権侵害である。また、本件対象文書の一部は、当然、実施機関に存在するはずである。

以上のことから、本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、長期特別研修を受けた教育職員の所属等が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだ

けで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の町の教育職員に対する保護者の訴えに関する事実調査の記録等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の年月及び特定の町を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の年月に特定の町の教育職員が長期特別研修の命令を受け、また、懲戒処分のために事情聴取をされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す

ることとなる情報は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2（略）のとおりである。

平成 年 月に 職員が長期特別研修員として、研修命令を 教育長、県 現副知事（当時教育長）に受けた。ところが、その主たる の訴え が「うそをついていた」ことを 地裁で訴えた 証人自身が自分から告白した。そこで問う。この記述がなされた文書は平成 年 月 日に、 教育長が に妄想を事実として書かせた文書であるが、□ 教育長は事実の裏付け調査を教育委員会として行っていたのかその記録、□ は事実と書いているが、 は調査を行って書いたかどうかを確認した書類、さらに、 が調査したという個別事実調査記録、前記 文書が 200 以上の で書かれ、最大の指導力不足とされた事実が のうそだという告白をしたことを説明する文書、□宮城県教育委員会の事実確認調査記録 □ の事実調査記録、□ の証言がうそであったことに伴う 教育長、 所長、 副知事に行った懲戒のための事情聴取記録、上記 3 名に対する人権侵害に関する取り調べ記録、□平成 年 月に上記教育職員を指導力不足とする会議を行った期日、目的、参加者名が書いてある書類、□その時の議事記録一切（特に期日、参加者を特定できるもの）、 上記会議で、 の訴えの確認を行わせた事実調査記録書、 がうそをついていたことが判明したことに伴い宮城県教育委員会が行った上記会議参加者（各課長）に行った人権侵害に関する事情聴取書全員分、 上記問題に関して、宮城県教育委員会森委員長を中心とする委員会が行った審議記録、さらに訴えが のうそに基づくことが判明したことについて行った委員会の審議記録。同委員会委員に行った人権侵害に関する事情聴取記録。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月20日付け教第547号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は、個人の権利利益が害されるおそれがあるためとしているが、その理由は不当である。本件対象文書は、指導力不足教育職員のための研修に送り込まれた理由が不当であることを明らかにするために提訴した裁判に関するものである。虚偽の訴えを起こしたことが懲戒免職処分の理由であるが、加害者とされた教育職員の事情聴取記録なしに、なぜ虚偽といえるのか。また、実施機関が「虚偽の裁判証拠」として当該文書を宮城県人事委員会に提出している。さらに、当該文書は偽りである。

以上のことから、本件対象文書につき開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、懲戒免職処分を受けた教育職員の所属等が記載

されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙1のとおり特定の小学校の教育職員に対する事情聴取記録である。

実施機関は，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして，条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は，特定の小学校を示して行われていることから，本件対象文書の存否を明らかにすることは，特定の小学校の教育職員が懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また，本件対象文書は，条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」とは言えず，同号ただし書ロにも該当せず，同号の非開示情報に該当すると認められることから，異議申立人の主張は，当審査会の判断を左右するものではない。

以上により，本件対象文書の存否を答えるだけで，条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため，条例第11条の規定により，その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第8条第1項第2号に該当するとして，条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日の 職員室にて、 教頭（現仙台市教委主任指導主事）の指示の下、6名の教育職員により授業に向かおうとする男性教育職員の周りを取りかこみ、授業に行こうとする行為を妨害して長時間罵倒した。そのことがあってはならないことであるとして裁判を提起した教育職員の行為が「虚偽の理由で裁判を起こした」として、宮城県教育委員会は懲戒免職処分を行った。そこで問う。宮城県教育委員会は、この男性教育職員の訴えが虚偽であるとする確かな事実調査記録があるはずである。関係者加害者6名教育職員（ を初め他5名）に対する事情聴取記録がなければならぬ（宮城県は裁判被告として裁判陳述している。）。ところが、そのようなことはしていないので文書はないという。それはおかしいことである。懲戒免職処分理由は、上記原告が虚偽の訴えを起こしたものであった。そのことは、加害側6名（ , , , , ）教育職員の事情聴取がなければ決められない。この事情聴取記録を再度求める。

なお、 証言が偽証であるという確証を持つに至り裁判を起こすことを伝える。心して文書を探してほしいと思う。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月30日付け教第609号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は、個人の権利利益が害されるおそれがあるためとしているが、その理由が事実かどうか情報公開審査会で検討をお願いする。氏名などの個人を特定できる部分を伏せて、できるだけ行政の透明性を高めることが情報公開のあるべき姿である。

実施機関においては、上記の理由による行政文書の存否を明らかにしないことの決定がとても多い。実施機関の情報公開に取り組む姿勢は前向きではない。実施機関は、行政文書の存否を明らかにしないことで、自らの誤りを隠匿している。本件対象文書がなければ懲戒免職処分を行うことはできない。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、暴行傷害事件の関係者等が記載されており、本

件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり懲戒免職処分の理由が正当であることを示す根拠に関する文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の小学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の小学校の教育職員が懲戒免職処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第8条第1項第2号に該当するとして，条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

宮城県教育委員会は平成 年 月 日付けで、懲戒免職を行った証拠とされる文書を開示した。しかし、 の暴行事件の告訴が虚偽という証拠はない。ないので、もう一度文書請求する。→嫌疑不十分 = 虚偽告訴の法的理由（重大な人権侵害の疑いあり）（ , , , 宮城県教育委員会）

小学校長が言うところの服務規律違反についての証拠が偽りであることは、 小学校長、 町教育委員会が年休・病休承認していることから明白である。申し出に対して許可を下している。ところが、服務規律違反であると、 月 日 が書いて県に報告している。この整合性をどう説明するのか。この書類に書いていない。年休・病休の病気（医師証明）も抜かれている。服務規律違反の理由は研修を勝手に止めたことにあるとするが、年休・病休を願い出て、体調が悪くてできないことは違反かという人権に関わる重大問題である（年休・病休不許可か許可か）。そこで問う。年休・病休で申し出て許可されているのに、服務規律違反なのはなぜか。そのことが証明できる文書を求める。

懲戒免職理由の一つとして指導力不足研修を命じた「職員室で授業に行こうとする行為を妨害されたとして裁判に及んだことが虚偽理由による」とする。しかし、この理由が主たる理由ではなく、子どもの図画破りが主たる理由であったことは宮城県教育委員会の知るところである。今、この裁判事件が指導力不足の理由とすると、「二重処分」を行ったことになる。一つの理由で二重の処分を行うことは、処分者の権限として正当であるのか。その根拠を求める（法律文）。（今回の懲戒処分理由は、高校研修と 事件についての二つである。）

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月28日付け教第592号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、文書が存在しないと説明しているが、調査証拠もなしに、指導力不足研修を命じて懲戒免職を行ったのか。本件対象文書として請求書に記載している「平成 年 月 日文書」を開示すべきである。さらに、その言動が正しいとする証拠文書が存在するはずである。
- (2) 要望文書及び裁判の証人文書が正しい事実であるとする調査書がなければ、実施機関が異議申立人のしてもいないことを報道させた理由が成り立たない。異議申立人は、実施機関の発表内容が事実に基づいていないという確かな証拠をもっている。
- (3) 記者発表に関する本件対象文書がなければ、重大な人権侵害である。実施機関は本件対象文書が存在するので、記者発表を行ったのであろう。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を検索したところ、当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、裁判の証言等に関して、実施機関が行ったとされる調査文書及び記者発表の内容の正当性に関する根拠となる文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、異議申立人が特定の町を相手に提起した訴訟中で事実関係が争われ、その中で証人が証言した内容や陳述書、あるいは という第三者が作成し、実施機関が保有している文書の内容の真偽についてまとめた行政文書は存在せず、また、記者発表に際しては、関係機関や関係者の証言に基づき、慎重に事実認定し公表しており、虚偽の証言があったことを前提とした請求内容を満たす行政文書もないため、不存在と判断したとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

証人は、平成 年 月 地裁にて、平成 年 月 日に書いて出した文書について、証言台に立って、 が ことを告白した。その他にもこの文書を含めて200以上の 訴えがある。その 証人の文書に書いてあることが事実であるとする調査・聞き取り記録、証拠調査記録を求める。まず 文書がうそを書いていること、 は上記のとおり を言って、教師を宮城県教育委員会に訴えた。なぜその人間の言動が正しい証拠といえるのか、その証明文書を求める。教師を宮城県教育委員会に訴えた文書だけで、 担当文書が正しいとは言えない。調査した文書を求める。

要望文書、特定の教頭、 で教師を訴えた 証人の文書に書いてあることが、確かな事実であり、まちがいないとする文書を求める。

上記文書内容、さらに被告の一方的言い分、 の証言を行った 証言を、新聞・テレビに発表して、全国に報道させた行為が正しい人権にかなった県教委の行為であるとする根拠文書。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月29日付け教第595号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- （1） 特定の小学校校長は、異議申立人との電話記録をすべて教頭に取り替えていると言いつたので、それに基づいて該当する文書を出していただきたい。
- （2） 文書1については、年次有給休暇、病気休暇の申し出に対して教頭として、異議申立人に告げた記録である。
- （3） 文書2については、人権侵害行為を校長、教頭が行った記録であり、証拠は民間調査機関が明らかにしている。
- （4） 文書3については、裁判関係文書を父母に頼んで偽造した記録であり、証拠は民間調査機関が明らかにしている。
- （5） 文書4については、実施機関が補充教員費として予算化した記録が存在する。しかし、その補充は実際に行われなかった。配分された予算をどう使ったかが書いている文書がないことはありえない。
- （6） 文書5については、実施機関で不存在と言っているが、宮城県人

事委員会に提出されている。

- (7) 文書6については、裁判や宮城県人事委員会に提訴した段階で、事情を聞いている記録を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を検索したところ、当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定小学校の教頭に対し、実施機関が聞き取りを行った記録文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、特定小学校の教頭から、請求内容に記載されている項目について、事情聴取を行ったという記録は存在せず、本件対象文書は不存在であるとのことであった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定にかんがみると、本件対象文書に関して、実施機関が聞き取り調査を行わなければならない必然性はなく、また当該教頭に対し実施機関が聞き取り調査を行った事実も認められない。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯しうるものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年度 教頭 氏への聞き取り記録

- 1 研修教員の年休・病休の申し出について，診断書について(H . .)
- 2 人権侵害の疑い行為（新聞記事を父母に配り，氏名を明かして事実確認していない内容を説明したこと - 校長）
- 3 会議に参加していないのに，会議に参加したことにして氏名を書かせていた件の嫌疑
- 4 宮城県教育委員会が補充教員費として予算化した金額をどう使ったかについて
- 5 , , , 教諭への聞き取り
- 6 事件への 教頭の関与とその役割

（以下，それぞれに付された通し番号により，これらの対象文書を，例えば「文書 1」のように表記する。）

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

「裁判敗訴が虚偽となるという」また「嫌疑不十分が虚偽告訴となる」「年次有給休暇・病休許可があるのに仮病研修放棄とする」三つのことについて正当とする法的，事実調査に基づいた根拠文書

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成16年1月29日付け教第596号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

実施機関は，本件対象文書について存在しないとするが，この公文書は，懲戒免職の根本となる文書であり，裁判に証拠として出る資料であるので，存在しないというのはおかしい。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を検索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人が主張する懲戒免職処分の理由につき、実施機関が行った調査に関する文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、本件開示請求は特定の懲戒処分の事由に関わるものであり、当該懲戒処分の事由説明書等の文書を確認したが、裁判敗訴や不起訴嫌疑不十分を理由に虚偽の裁判を起こしたと判断し処分したという記録はなかったため、本件対象文書を保有していないということであった。

このことを踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

実施機関は、当該懲戒処分の理由について、被処分者が勤務校で同僚職員らに大声を発して騒動を引き起こし、さらに同僚職員らに取り囲まれ罵倒されたとする虚偽の事実をもって民事訴訟を提起したこと及び被処分者が研修機関の担当者に暴行されたとする虚偽の事実をもって刑事告訴したこと並びに研修中の県立高等学校において、自らの研修を終了する旨一方的に述べて退校し、混乱を生じさせたことであると説明する。この実施機関の説明によれば、請求内容に記載されているように、裁判で敗訴したこと及び嫌疑不十分であったことをもって虚偽の訴えや虚偽告訴であると認定したわけではなく、また仮病による研修放棄であることを認定したわけではないことが認められる。また、実施機関においては、当該懲戒処分事由に関係する文書等を探索したが記録が存在しないとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

これらのことから、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙（略）のとおりである。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成16年1月29日付け教第597号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

異議申立人は，特定の町の教育長，特定の小学校校長が書いている文書を求めているのであり，「裁判長文書」は，特定の町の教育委員会がこの文書名で開示を行っているし，証言書・処分文書は当該教育長及び当該校長両名の進達にある。文書は存在することを明言する。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから，行政文書不存在決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，特定の町の教育長及び特定の小学校校長が書いたとさ

れる裁判等に関する文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、本件開示請求は特定の懲戒処分の事由に関わるものであり、当該懲戒処分の事由説明書等の文書を確認したが、裁判敗訴や不起訴嫌疑不十分を理由に虚偽の裁判を起こしたと判断し処分したという記録はなかったため、本件対象文書を保有していないということであった。

このことを踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

実施機関は、当該懲戒処分の理由について、被処分者が勤務校において同僚職員らに大声を発して騒動を引き起こし、さらに同僚職員らに取り囲まれ罵倒されたとする虚偽の事実をもって民事訴訟を提起したこと及び被処分者が研修機関の担当者に暴行されたとする虚偽の事実をもって刑事告訴したこと並びに研修中の県立高等学校において、自らの研修を終了する旨一方的に述べて退校し、混乱を生じさせたことであると説明する。この実施機関の説明によれば、請求内容に記載されているように、裁判で敗訴したことをもって虚偽の訴えであると認定したわけではなく、また、嫌疑不十分であったことをもって虚偽告訴であることを認定したわけではないことが認められる。また、実施機関においては、当該懲戒処分事由に係る文書等を探索したが記録が存在しないとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

これらのことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していない

として不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

教育長， 校長が書いている以下の事に関する文面。

- 1 裁判敗訴が虚偽の訴えを起こしたとする裁判長文書
- 2 嫌疑不十分が虚偽告訴とする検事や警察または県弁護士の証言書，処分文書

全ての懲戒免職処分に関する文書を点検したが，どこにも書いていない。そこで上記 1・2 が書いてある文面（赤線を引くこと）を求める。証拠文書とされる県処分文書が証拠になっていない。重大な問題なので，よく読んで調べて示すよう求める。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成16年1月30日付け教第601号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

実施機関は，本件対象文書について存在しないとするが，これがないならば，懲戒免職処分を記者発表する際，事実でないことを同時に日本全国に報道させることはできないから，本件対象文書はあるはずであり，開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ，当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから，行政文書不存在決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，記者発表の内容に関する実施機関の調査文書等である。

2 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、本件対象文書が存在しないならば、懲戒免職処分の際に虚偽の事実を公表したことになることから、本件対象文書は存在するはずであると主張する。

これに対し、当審査会において実施機関に本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、異議申立人が特定の町を相手に提起した訴訟中で事実関係が争われ、その中で証人が証言した内容や陳述書、あるいは という第三者が作成し、実施機関が保有している文書の内容の真偽についてまとめた行政文書は存在せず、また、記者発表に際しては関係機関や関係者の証言に基づき、慎重に事実認定し公表しており、虚偽の証言があったことを前提とした請求内容を満たす行政文書もないため、不存在と判断したとのことであった。

さらに、当審査会において念のため、実施機関に対し関係文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件対象文書が存在するとは認められなかった。

このことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

何度も書いているが、担当は、宮城県教育委員会は、平成 年 月 6 日 文書（内容秘密文書）を平成 年 月 日に新聞会社、テレビ会社に公開して、事実調査もしていない、うそであることを 証人が告白しているにもかかわらず、日本全国に事実として報道させた（させた文書はすでに手元にある）。

秘密文書であり、しかも事実確認をしていないばかりでなく、うそであると 証人が告白している文書内容を事実として流させた行為を正当とする根拠文書、調査文書、委員会内相談文書を求める。正当でなく、不当であるならばその不当を事情聴取した記録を求める（誰が考えてもどちらかの文書がないと、担当の行為の位置づけが決まらない）。文書不存在であるならば、県教育長の釈明書を求める。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月29日付け教第598号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

以前、異議申立人が全文書の收受・発送簿を開示請求して調べたが、本件対象文書の收受等が確認できなかった。本件対象文書は存在していなければならない。公務員の文書事務として重大な問題である。

本件対象文書は、すべて異議申立人の懲戒免職処分の根本となる文書が確かにその日に書かれ、提出され、検討されたことを表す。文書収発簿にも親展記録簿にも記録されていないという、懲戒免職の根本となる文書は考えられない。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の対象となっている收受文書とは、平成 年 月 日付け要望書（以下「要望書」という。）、平成 年 月 日付け及び平成 年 月 日付け陳述書（以下「陳述書」という。）、平成 年 月 日付け職員の服務規律違反について（進達）及び平成 年 月 日付け進達文書（以下こ

れら2つの文書を総称して「進達文書」という。) ,平成 年 月 日付け審査会資料(以下「審査会資料」という。) ,平成 年 月 日付け職員の懲戒処分について(以下「懲戒処分決裁文書」という。)の7つの文書であるが、本件開示請求の内容を満たす文書を探索したところ、当該開示請求の内容を満たす文書は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

なお、收受文書については、文書の内容や提出期限などの理由から、発信者側である関係機関の職員が直接文書を持参する場合も多く、必ずしもすべての文書がこれらの收受簿に記録されるわけではない。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の文書を実施機関で收受したことが記録された文書である。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関は、当該收受文書のうち要望書は、 が教職員課に直接持参して提出したものであること、陳述書は、異議申立人と特定の町との間の訴訟で出されたもので、実施機関は研修を認定した関係者として文書送付囑託を受けた立場にあり、特定の町職員らから情報提供を直接受けたものであること、また、進達文書は、職員の事故報告として特定の町から管轄の教育事務所を經由して進達されたものであり、緊急に処理する必要があったことから、直接持参しているため、教職員課・教育事務所ともに收受簿等への記載はなく、さらに、審査会資料や懲戒処分決裁文書は、実施機関の内部文書であり、そもそも收受は発生しないと説明する。

当審査会で、実施機関における文書の取扱いに関する例規を確認したところ、実施機関に到達した全ての收受について收受簿等に記録しなければならないとは認められないことから、上記実施機関の説明には特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり，実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

別添重要文書の收受証明公簿記録を求める（県教委教職員課あての重要文書
收受記録がなく、教職員課の保持するものにもない。）。に関する年月日、文
書名、文書発送者、あて名等必要事項が公的に記録されている收受簿を求める
（宮城県教育委員会分、 町教育委員会分、 教育事務処分、 分他）。
なお公文書偽造、改ざんではないという証拠として、上記記録の原簿の開示
（平成 年 月 日を含む年度分、平成 年分全部）を求める。

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 16 年 1 月 30 日付け教第 608 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

特定の町の教育委員会から，病気休暇承認文書が部分開示された。その文書の写しは修正改ざんの後があり，公文書を改ざんし，仮病として懲戒免職を行った可能性がある。写しなので確かめるには開示するしかない。この証拠文書が存在しなければ，この改ざんは行うことができない。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，年次有給休暇や病気休暇の承認の関係者名等が記載されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らか

にしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の教育職員に対する懲戒免職処分
の理由が正当であることを示す根拠に関する文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第
2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によ
りその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の町の教育委員会教育長及び特定の小学校の校長
を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすること
は、特定の小学校の教育職員が懲戒免職処分を受けたという事実の有無
(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果を生じさせるもの
と認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、
若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、
公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもので
ある。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定
する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予
定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非
開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査
会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第
2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規
定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す
ることとなる情報は、条例第8条第1項第2号に該当するとして、条例第

11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日付けで宮城県教育委員会は懲戒免職文書を開示した。ところが、懲戒免職処分の三つの理由が正しいという理由は、どこにも書かれていない。そこで問う。

高校研修で放棄という言葉を使ったことはない。年休病休を願い出て許可されているからである。ところが、その言葉を使ったごとく文書に偽りの記載が、研修センターによってなされている。年休は放棄でなく、病気のためにできないということで、医師の診断書が偽文であるといっているのと同じものである。その問いに応える証拠はどこにもない。、 教育長、宮城県教育委員会、 校長が医師の診断書を偽文として仮病と決めて作った文書である。もしも、これが本当の懲戒文書ならば診断書も添付され、その文書は偽文であるという証拠を出し、年休・病休は承認していないことが前提となる。もう一度、その証拠文書を求める。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し、平成16年1月30日付け教第612号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由は、「特定の個人が識別され得る、又は個人の権利利益が害されるおそれがあるため」というものであるが、これが理由になるならば条例は要らない。実施機関のごまかしも、いい加減にしてほしい。

実施機関が新聞に掲載させたことの根拠となる文書を求めている。この文書が存在しないと人権侵害のおそれがある。

第3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には、陳述者、証言者及び調査対象者等として個人名が記載されており、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別され得ることとなるほか、当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

る。

したがって、本件の開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり民事訴訟の被告の陳述内容が誤りのない事実であるとする事実調査に関する文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の個人を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が民事訴訟で訴えられたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして，条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日開示（一部だけ，ほとんど黒塗り）文書， 被告陳述書が誤りのない事実であるとする事実調査を行った書類記録（ 被告は偽証であることを問題として裁判準備中）。 活動の件は，事実誤認が多い。自分が行ったのではなく，だれかから聞いたと考えられる。そのだれかの証言記録（虚偽の証言をしている。）

被告証言が虚偽でないという事実調査書を求める。

被告の裁判陳述が正しい事実であるという，宮城県教育委員会が行った調査記録。

上記 被告の言い分を「確かな確認された事実」として，新聞・テレビに県が報道させることのできる正当性を示した法的文書か内規書。人権侵害ではない正当行為であるとする法的根拠文書（ ）

原告が 証言の偽証を指摘した陳述書がある。そのことと合わせて，どちらが事実かを確かめた調査文書。していなければ，なぜ原告の文書がうそといえるか，その根拠文書

答 申

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

平成15年度教職員課文書のうち，平成14年12月27日付け文書，平成15年2月17日付け文書，平成15年3月14日付け文書

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定による開示請求に対し，平成16年2月13日付け教第639号により宮城県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は，本件実施機関の公文書に関する収発記録簿の開示を受けて，その公簿に収発記録された公文書である。異議申立人は，その公文書記録の開示を受けてから本件開示請求を行ったのである。

第3 実施機関の説明要旨

本件対象文書は，個人が私的に購入したものであり，また，組織的に用いている文書ではないことから，条例第2条第2項に規定する行政文書（実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているもの）には当てはまらないため，本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件実施機関の文書收受記録に記録されている特定の日付に收受した文書である。

2 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、本件対象文書は本件実施機関の文書収発簿に記録された公文書である旨を主張する。

これに対し本件実施機関は、本件対象文書について関係者に確認したところ、教職員課長個人に郵送された書籍であり、同課長が個人として使用していたものであって組織的に用いている文書ではなかったことから、条例第2条第2項に規定する行政文書には当てはまらないため、不存在決定を行ったと説明する。

条例の対象となる行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを指すと第2条第2項で規定されている。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法令等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理する、公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であるとされている。また、「組織的に用いるもの」とは、業務上必要なものとして課長補佐に相当する職以上にある者又は主任主査の職にある者（班長に相当する職を命じられた者に限る。）と他の職員が共有し、保有しているものをいうとされている。

このことから、本件対象文書は、職務上取得した文書又は実施機関の職員が組織的に用いるものとは認められず、条例の対象となる行政文書ではない。

したがって、本件対象文書が不存在であるとする本件実施機関の説明は、これを是認することができ、実施機関が本件対象文書を保有していると認めることはできない。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり，本件実施機関が本件対象文書につき，これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は，妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙（略）のとおりである。

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 16 年 2 月 13 日付け教第 640 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由が成り立たない。特定の町の教育委員会に対する行政文書の開示請求により，本件対象文書の一部につき，その不存在若しくは存在が明らかとなっている。また，異議申立人は反証の確実な公文書を持っている。本件対象文書の開示を求める。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，暴行傷害事件の関係者名が記載されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなることから，「行政文書の存否を明らか

にしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の懲戒免職処分に係る処分理由の証拠となる文書及び特定の新聞記者が誤報していない根拠となる文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の職員及び特定の新聞記者を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の職員の所属において研修を受講していた教育職員が懲戒免職処分を受けたという事実及び特定の新聞記者が誤報を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す

ることとなる情報は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

平成 年 月 日の朝刊 新聞によると宮城県教育委員会は、月 日付けで教育職員を懲戒免職にしたと発表した。毎日新聞によるとその理由は□「虚偽事実で裁判を起こしたため」□「虚偽事実で県指導主事に暴行を受けたと刑事告訴した」ためであるとする。記者によると上記□□により職場に混乱をもたらしたことが□の理由になる。

- 1 この教育職員は 200 以上の理由により、強制研修させられることに再調査を何度も申し出たが宮城県教育委員会は調査で確認されたこと(副参事)と返答していた。そこで、
- 2 この教育職員は、自分の無実を晴らすため「 」を裁判で証明しようとした。この理由が指導力不足の理由とされたからである。(宮城県教育委員会は調査もしていないことが明らかとなった)
- 3 上記事実は虚偽ではない。立証しきれず原告として敗訴したのである。敗訴と虚偽で訴えたことは全く別のことである。虚偽とする宮城県教育委員会の調査資料(裁判記録でなく)を求める。
- 4 に の再調査を話して願ったところ、 確かな事実である。嫌疑不十分は虚偽告訴の証明とは、法的にならないことは明らかである。嫌疑不十分が虚偽告訴とする証拠、法的根拠を書いた文書を求める。さらに、誤報はもっとある。

反訴を6名の教育職員が起こしたので、裁判を取り下げた氏は書いているが、誤報である。事実は 地裁裁判長が職権で個人対象訴訟と国家賠償訴訟を統合したのである。なぜ、このような誤報がなされたかという、宮城県教育委員会の発表による。そこで、上記氏の発表が(新聞記事が)誤報ではないという宮城県教育委員会発表を支える調査事実文書を求める。この新聞は、誤報によっても全国に配られ、圧縮版として全国の図書館に保管されるのである。宮城県教育委員会の 担当が行った人権侵害、宮城県教育委員会が行った人権侵害は取り返しがつかないほど重大なものになったことを、宮城県教育委員会委員長 , , はよくよく考えるべきであろう。もはや、とりかえしがつかないほどの重大人権侵害である。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成16年2月27日付け教第689号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- （1） 文書1について，文書は不存在であるとする，「指導力不足事実の調査を行わなかった」という答えになるがそれでよいか。えん罪で研修に送られた本人の請求である。
- （2） 文書2について，一度実施機関は「懲戒処分の公表基準」であるとした。しかし，概要を説明した文書にないマル秘文書に記載された情報を新聞公表してよいという根拠を求める。担当者が秘密漏洩を行った。
- （3） 文書3について，文書は異議申立人の手元に存在する。不存在はうそである。
- （4） 文書4について，異議申立人の手元にあり，2種類（裁判証言書，陳情書）存在する。裁判文書はすべて実施機関に存在している。
- （5） 文書5について，特定の町の教育長に提出するよう言われて出し

たと証人が証言している。 の文書を出させた責任者を放置して、えん罪で人を裁いたかどうかが明らかになる。不存在とはそういうことである。

(6) 文書6について、文書を要約したものは異議申立人が持っている。しかし、テープの記録を完全に起こしたものはないため、請求した。この文書なしには懲戒免職はできない。

(7) 文書7については、重大な人権侵害であり、記者発表しているのでないはずはない。

第3 実施機関の説明要旨

請求内容を満たす文書が存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、長期特別研修の認定に関する文書、文書の廃棄処分に関する文書、懲戒免職処分に関する文書及び記者発表に関する文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において実施機関に対し、本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、次のとおりであった。

文書1、文書4及び文書5について、長期特別研修の認定に関するファイル等を探索したが、請求内容を満たす行政文書は存在しなかった。

文書2について、記者発表に際しては、公的機関や関係者の証言に基づき慎重に事実認定した上で公表しており、事実誤認があったことを前提とした請求内容を満たす行政文書は存在しない。

文書3については、審議会に提出したとされている文書は、特定の町の情報公開審査会に提出されたものであり、実施機関としては取得しておらず、また事件に関する報告自体も提出されていないため、不存在である。

文書6については、録音したテープがあったものの、すでに別件を上書きして使用しており、請求内容を満たすものは存在しないものである。また、テープの内容の概略をまとめたものは行政文書として、作成、保有し

ており、異議申立人にも開示をしているが、テープの逐語訳は作成、保有していない。

文書7については、平成13年度及び14年度に文部科学省の補助事業として行われ、有識者に委嘱して行った「新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会議」での委員の発言に関する請求であるところ、当該会議に関するファイルを探したが請求内容を満たすような行政文書は見当たらなかった。

当審査会において念のため、実施機関に対し文書1から文書7に係する文書が編てつされたファイルの提示を求めてその内容を確認したが、請求内容を満たす文書は見当たらず、本件行政文書が存在するとは認められなかった。

これらのことから、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、本件処分につき種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、結論において妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2（略）のとおりである。

別紙 1

- 1 教第 号文書に書かれた（平成 年 月 日判定会議原本に書かれた）事実とされる「指導力不足事実の調査記録文書」を求める。事実とされることが全くなかったことであり、また、事実捏造が行われて審理されて、県教委で認めているからである。丁寧な調査と聞き取りを行った証拠を文書で拝見させていただく。平成 年 月 日出来事、平成 年 月 - , 平成 日出来事年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事、平成 年 月 日出来事が事実であると証明できる調査文書。だれから聞いたか、何時聞いたか、だれが聞いたかを明示すること。
- 2 非公開秘密文書に、一方的に書かれた人権にかかわる文書内容を、事実誤認であるにも係わらず、宮城県教育委員会が新聞やテレビに報道させてよいという宮城県教育委員会の決まりや条例、法規文書。逆に行ってはならないとする決まりや条例、法規文書。この行ってはならない証拠文書は請求者も持っている。
- 3 校長が、重要文書を勝手に破棄したという重大な行為を行っていた。そのことを県教育事務所や宮城県教育委員会に説明した文書を求める。審議会に提出してある。
- 4 平成 年 月に、 地裁で 証人が、宮城県教育委員会の主張する最大の指導力不足とする「 」が の 訴えであることを告白した。民間調査会社がうそである事実を証明してしまったから逃げることができなくなったのである。この文書を人権侵害の裁判証拠として求める。
- 5 4 に関することが事実とされて、指導力不足研修を命じられ、懲戒免職につながる。この 教育長に行った事情聴取記録を求める。

6 平成 年 月 日に懲戒免職をされた教員が，同年 月 日に，事情聴取を受けた。そのときの記録全部がテープからまだ文章化されていない恐れがある。その文書全部（A 4判60枚程度）を求める。

7 宮城教育大学 委員長を座長とする委員会が，事実の確認を行ってもいない報告書の内容を事実として，報道に流していた疑いがある。委員の行った会見，発表掲載など全ての記録を求める。この審議会が始まらないうちに 委員長が人権にかかわる重大な発言を報道によって行っている記録。また，公開許可した承認書，新聞に書かれた委員についてはその承認書の開示を求める。さらに，この委員会は，事実確認に重大な問題を持つ文書内容を資料として検討会議資料にした疑いがある。していないのならば，していないとする文書を求める。

（以下，それぞれに付された通し番号により，これらの対象文書を，例えば「文書1」のように表記する。）

答 申

第 1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定による開示請求に対し，平成 16 年 2 月 27 日付け教第 699 号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないことの決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存否を明らかにしない理由が，異議申立人の氏名等，特定の個人が特定され得るためということであるが，この理由は不当である。本件対象文書のほとんどを保有しているが，当該文書を見ると，個人情報保護に反することはないと考えられる。異議申立人の個人情報保護に配慮しているとは思いますが，必要な開示は適正に行う必要がある。

第 3 実施機関の説明要旨

本件開示請求の内容には，懲戒免職処分となった教育職員の関係者名等が記載されており，本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで，特定の個人が識別され得ることとなるほか，当該事実について周囲にあらぬ誤解を生じさせ，誹謗中傷などにより個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって，本件の開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだ

けで非開示情報を開示することとなることから、「行政文書の存否を明らかにしない決定」を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1のとおり特定の教育職員に対する懲戒免職処分に係る処分理由の証拠となる文書等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第11条の規定によりその存否を明らかにしないこととしたものである。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定の教育事務所長、特定の年度、特定の地方公所及び特定の高等学校を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、「特定の教育事務所の管内の教育職員が特定の年度に特定の地方公所において研修を受けていた際に、特定の高等学校での研修を放棄したことなどの理由により懲戒免職処分を受けた」という事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものである。また、本件対象文書は、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは言えず、同号ただし書ロにも該当せず、同号の非開示情報に該当すると認められることから、異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないことは相当である。

3 結論

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして，条例第 11 条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第 5 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙 2（略）のとおりである。

別紙 1

重大人権侵害行為があるにもかかわらず、教育長に対する懲戒のための事情聴取を宮城県教育委員会を行わないつもりか。また、校長、校長の異常な行為が客観的に証明されているにもかかわらず、懲戒のための事情聴取を行わないつもりか。懲戒免職にした教師がいたではないか。事実行為が証明されていないとするならば、裁判所に提出した準備の書類を提供しよう。

、 、 、 、 、 班長、仰天すべき裁判妨害を行い、研修させて懲戒免職を行い、全国に報道させた宮城県教育委員会役人全部、教育長、副知事、校長、教育長の懲戒のための事情聴取を早急に行うと思うので、「再度、上記人権侵害にかかわった職員に対する懲戒のための事情聴取記録」を請求する。

教育長は、上記判定会議に記載されていない平成 年 月 日出来事を、最大の指導力不足事実と書いて、懲戒免職のための原文書を送達した。判定会議に書かれていない出来事が、なぜ指導力不足と書かれているのか、そのことを説明できる証拠文書（自分が上申したものではない文書、判定会議でなくとも、県が指導力不足事実と認めたとする文書）しかも、原告は校長が裁判偽証を行い、以下6名の教師が偽証を行ったとするのに対して、「裁判敗訴は虚偽裁判を行った証拠」として、自分の と裁判をした教師を懲戒免職にした。裁判敗訴が虚偽裁判を行ったという証拠を求める（推測ではなく、法的根拠を持った調査事実）。そのため、関係教師6名に行った調査記録を再度求める。調査しないことは、虚偽と判断できる証拠を持たないことである。

上記に記載してあるように、あることを宮城県教育委員会に何度も訴えて、調査の願いを行った。事実として が白状して あることが明らかになった。それにもかかわらず、懲戒免職の文書には 教育長は 訴えを願いをとらえて、懲戒免職の理由にしていた。このようなことが、法治国家で許されるのか。この文書が書かれている文書を求め、人権侵害の証拠として天下に公表しよう。この文書を求める。

この文書に対して、 事務所長が同意したことは、人権感覚が著しく欠如した宮城県教育委員会の欠陥が現れている。この同意した文書を人権侵害の根拠として求める。

上記 教育事務所長の文書を承認した宮城県教育委員会の責任者の印と署名が

ある公文書を人権侵害の証拠として求める。

班長が、 による研修員教育職員への暴行の事実を証言しているにもかかわらず、宮城県教育委員会は、虚偽の出来事として、その訴えを行った被害者である教師を懲戒免職にした。この証言と虚偽の矛盾をどう説明するのか。その説明を行った文書

上記のとおり、 が証言した中に、暴行を証明できる事実が記載されている。その証言と診断書は一致するのである。その証言を無視した根拠文書。その証言を含めて、所長 は「暴行傷害の事実はなかった」とした。事実があったと証言しているにもかかわらず、その結論に至る理由を書いた文書を求める。

が と研修生に証言させて、警察に提出した公文書が存在する。存在と内容証明した人物名は、請求者が証拠を持っている。その公文書を宮城県教育委員会が出せるかどうかの点検である（平成 年 月 日暴行傷害事件に関して）。

上記の文書における室内見取り図と、一人一人の証言者はある位置を記録した文書。

が、研修員の教育職員が松島高校で研修中に具合が悪くなって、年休を申請した電話を受けた記録書。その記録が正しいとする根拠は、 が電話で受けた話す言葉になる。それが、年休の申し出との関連で書かれた文書を求める。研修員が年休病気休暇を申し出て、認められていることは、 町教育委員会も認めていることである。それがなければ、偽造文書の可能性が出てくる。

平成 年 月 日に懲戒免職にされた教育職員は、 の研修を放棄したことはない。病気で年休を申し出て許可されて公簿に記録されている。その事実を無視して、放棄したとして懲戒免職を行った根拠文書を求める。年休とそのときに提出した診断書が虚偽であるとする証拠が書いてある、懲戒免職理由を正当化できる文書すべて。なければ、人権侵害の不当懲戒免職であり、その罪は大きい。

再三請求しているが、上記のとおり平成 年 月 日に懲戒免職された教育職員の、平成 年度、 研修欠席簿、出勤簿、年休簿、病気休暇記録簿、医師診断書、病気休暇承認記録書のすべての原本閲覧を求める。改ざんされているおそれがあるので、原本の開示を求める。公文書の偽造や改ざんの実事があれば、即日に刑事告発を行う。

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，宮城県教育委員会が行った不存在決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第4条の規定による開示請求に対し，平成17年7月22日付け教第186号により宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- （1） 文書1について，懲戒処分が裁判所で違法無効となった場合の，職員の処分事例はあるはずである。さらに，行政行為について誤って決定を行ったために裁判において，違法無効とされた事例は県庁全体，実施機関にある（高校の退学取消事件など）。多数ある上記の事例において，関与した職員が人権侵害を行ったこととなり，行政行為の処罰がなされたはずである。
- （2） 文書2について，不正な行政行為が明らかになり，裁判所で認められた事例はあるはずである。
- （3） 文書3について，この件は，現実に行われたので，正当である法令がないという回答は不当違法であると考えられる。病気休暇の認定に関する規定はあるはずなので，それを開示すべきである。
- （4） 文書4について，病気休暇を虚偽という場合の法令はないのか。しかし，現実には異議申立人は，病気休暇を虚偽とされ懲戒免職にな

った。病気休暇が虚偽である場合の許可取消し等に関する法令はあるはずである。国にはある（国家公務員法）。

(5) 文書5について、病気休暇を虚偽として懲戒免職を行う法令は本当にないのかどうかを再度確認を願う。

(6) 文書6について、診断書があるにもかかわらず、実施機関は虚偽の病気であるとして懲戒免職処分を実行した。したがって、医師の診断書を虚偽というからには、文書はなければならない。

第3 実施機関の説明要旨

請求内容を満たす行政文書が存在しないため、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、懲戒免職処分が違法であった場合、処分関係者が受ける処罰等に関する文書をはじめ、別紙1に掲げる6件の文書である。

2 本件対象文書の不存在について

当審査会において、実施機関に対し本件処分の判断に至った理由・経緯等に関する説明を求めたところ、「懲戒免職処分が裁判所の判決の結果、違法無効となった場合」などといった、将来の可能性や仮定の上で適用される法令や事例を記録した行政文書はなく、また請求内容を満たす法令や条文が存在しない、あるいは「病気休暇を虚偽として懲戒免職を行った」という請求内容を満たす事実がなかったことから、本件対象文書については不存在決定を行ったということであった。

このことを踏まえて本件処分の妥当性を検討する。

異議申立人は「懲戒処分が裁判所で違法無効となった場合の職員の処分事例はあるはずである」といった旨を主張するが、その主張を十分に斟酌するも、結局のところ、実施機関において異議申立人が主張するような事例が具体的に存在したことまでは認めがたいこと、さらに地方公共団体の教育職員に対する懲戒処分の根拠となる地方公務員法（昭和25年法律第

261号)については、実施機関から異議申立人に説明がなされているものであるが、異議申立人としても地方公務員法の開示を求めているわけではなく、また、地方公務員法等の法令の条文については、条例第18条の規定により開示請求の対象とならないことなどからすると、実施機関において本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当である。

第5 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2(略)のとおりである。

別紙 1

- 1 懲戒免職処分が裁判所の判決の結果，違法無効となった場合，処分を行った関係者（県教委委員長始め委員全員，県教委教育長3名，県教委幹部役人25名うち2名は文部科学省からの出向を含む者，県教委職員20数名，と証言を行った長期研修生うち数名は退職者を含む）総計30数名が受ける処遇処罰規定（民事刑事行政罰，先行事例記録）
- 2 上記の判決が証拠の変造や証拠の改ざんであると認められた場合に，処分を実行した職員が受けるべき法的処罰を規定した文書（民事刑事行政罰，過去事例集）
- 3 病気休暇申し出を6か月間認めないこと，または認めない事が正当とされる法令
- 4 病気休暇を虚偽という場合の法令
- 5 病気休暇を虚偽として懲戒免職を行う事のできる法令
- 6 平成14年宮城県教育委員会の事件で，弁護士を除く専門家（例として医師など）に意見を求めた文書（暴行傷害事件）

（以下，それぞれに付された通し番号により，これらの対象文書を，例えば「文書1」のように表記する。）